

平成 30 年 5 月 9 日現在

### 届出後の民泊制度運営システム利用申込について

民泊制度運営システムを一切利用せずに届出を行った住宅宿泊事業者様について、届出後に民泊制度運営システムの利用を希望される場合は以下のとおりご対応をお願いします。

- ① 民泊制度運営システムで利用者登録を行ってください。

(利用者登録)

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/registration.html>

- ② 利用者登録を行ったご氏名、ユーザ名（※1）等を別添様式に記載し、自治体窓口にご提出をお願いします。窓口で別添様式を提出する際には、届出者本人であることを確認できる書類の写し（※2）を併せてご提出ください。

※1 利用者登録をした際に送信される仮登録メールに記載されています。メールアドレスの末尾に jj と記載されているものです。

※2 免許証の写し等。

- ③ 申込書ご提出後 2～3 週間程度で定期報告等のシステム利用ができるようになります。

以上

# 民泊制度運営システム 利用申込書

下記の届出住宅に係る手続き等について、民泊制度運営システムの利用を申し込みます。

年 月 日

千葉県 あて

商号又は名称  
氏 名  
(法人である場合においては、代表者の氏名)

印

◎ 届出者

氏名又は名称			
代表者の氏名 (法人の場合)			
郵便番号		—	
住所			

◎ 届出住宅

郵便番号		—	
所在地			
届出番号			

◎ 民泊制度運営システム 利用者登録情報

氏 名			
ユーザ名	.jj		

注1：民泊制度運営システムを利用する届出者（住宅宿泊事業者）本人からの申込であることを確認するため、ご本人であることが確認できる書類の写しを添付してください。

注2：本書類の提出後、1週間程度で、民泊制度運営システムに届出者及び届出住宅の情報が反映し利用が可能になります。